

評議員選出に関する細則

(目的)

第1条 会則18条第2項に定める規定はこの細則によるものとする。

(評議員数と構成)

第2条 評議員数は会員数の10%以内とし、構成は地域別および職種別個人会員数の比例配分とし、原則としてその何れの条件をも満たすように定めることが望ましい。

2. ただし、当分の間は、各都道府県から1名が選出されることを優先する。

(地域別)

第3条 地域別の評議員数については、全国を、別記のとおり、北海道・東北、関東、東京、北陸・東海、近畿、四国・中国、九州・沖縄の7ブロックに分け、原則として、ブロックごとの個人会員数に応じた比例配分とすることが望ましい。

(職種別)

第4条 職種別は、医師、看護師、コメディカル、その他の4分野とする。

(評議員の選出法)

第5条 新たな評議員候補者は、役員または評議員の計2名の推薦を必要とし、評議員候補者選考委員会(総務委員会)において選考し、理事長が理事会の議を経て評議員として選任する。

(評議員資格)

第6条 評議員として推薦を受けるものは下記のいずれかとする。

日本クリニカルパス学会個人会員として3年以上の会員歴があり、日本クリニカルパス学会、およびクリニカルパスに関連する学術集会や学術雑誌等での発表が3回以上あり、本評議員2名以上の推薦を受けていること。また、選出時の年齢が満65歳未満であること。

2. 前項による者のほか、理事会で適当と認めた者を推薦することができる。
ただし、選出時の年齢が満65歳未満であること。

(申し合わせ)

第7条 現在、評議員である者は、次期改選時までその資格を保持するものとする。

(資格喪失)

第8条 評議員会に連続して3回、理由なくして欠席した者は資格を失う。

都道府県のブロック区分

北海道・東北ブロック	北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
関東ブロック	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川・山梨
東京ブロック	東京
北陸・東海ブロック	新潟・長野・富山・石川・福井・静岡・岐阜・愛知
近畿ブロック	三重・滋賀・京都・兵庫・奈良・和歌山・大阪
四国・中国ブロック	鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知
九州・沖縄ブロック	福岡・佐賀・長崎・大分・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄